

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観拠点 ⑤眺望景観】

<景観形成方針>

市域を一望できる展望台など、良好な景観を眺望できる視点場の保全とともに、そこから望める眺望に配慮した景観づくりを進めます。

- ・視点場の保全とともに、眺望を遮る樹木などの適正な維持管理に努めます。
- ・視点場から眺められる建築物などは、伊勢湾などの良好な眺望との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

注) ：景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
ア 配置・規模	c) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置，規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要な視点場からの眺望の確保</li> <li>○主要な視点場から見える眺望を遮らないように，建築物及び工作物の規模，高さに配慮する。</li> </ul>	□建築物・工作物は，主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。				P. 16